

公立大学法人福島県立医科大学役員退職手当規程
(平成18年4月1日基本規程第11号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学の役員（非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間におけるその者の業績等（以下、「業績評価等」という。）を勘案し、0.0から2.0の範囲内で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額に業績評価等を勘案し、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。
2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(福島県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて福島県職員（福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年福島県条例第35号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き福島県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間

は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、福島県職員として在職した期間に係る第2条ただし書きに規定する基本給月額については、福島県職員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 福島県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の福島県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が、第1項の規定に該当する退職をし、かつ引き続いて福島県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ引き続いて福島県職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が、退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に福島県職員に復帰し、福島県職員として退職したと仮定した場合の第3項の規定に該当する役員としての在職期間（福島県職員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当条例第9条に規定する在職期間とみなし、同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が第3項に規定する役員となるため福島県職員を退職した日における福島県職員としての給料月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（職員との在職期間の通算）

第6条 役員が、引き続いて職員（公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則の適用を受ける職員。以下同じ）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 役員が、職員から引き続いて役員となった場合（公立大学法人福島県医科大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）に基づく退職手当を支給されないで役員となった場合に限る。）におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の基本給月額に、前条第2項の在職期間を職員退職手当規程第15条に規定

する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額に、次により算出される額を加えた額とする。

役員としての在職期間 1 月につき、当該在職期間における基本給月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額に第 2 条に定める業績勘案率を乗じた額から、当該在職期間における基本給月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額を差し引いて得た額

(退職手当の支給)

第 8 条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項第 2 号又は同条第 3 項の規定により解任されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

(退職手当の返納等の取扱い)

第 9 条 退職手当の返納等の取扱いについては、職員退職手当規程の例による。

(遺族の範囲及び順位)

第 10 条 第 8 条に規定する遺族の範囲及び順位については、職員退職手当規程の例による。

(端数の処理)

第 11 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 12 条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、職員退職手当規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附 則

この基本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。